

BOI プロジェクト進捗報告頻度の改正

2026 年 8 月 14 日

One Asia Lawyers タイ事務所
藤原 正樹（弁護士・日本法）
マーシュ 美穂

BOI は、投資奨励事業に係る進捗報告制度を見直し、従来の半年ごとの報告から四半期ごとの報告へと変更しました。これに伴い、操業開始の承認を受けていない BOI 奨励事業については、各四半期終了後 30 日以内に、BOI e-Monitoring システムを通じてプロジェクト進捗報告書を提出することが求められます。

本改正は、改正前に交付された BOI 奨励証書に係るプロジェクトにも適用されます。本ニュースレターでは、改正後の報告義務、適用対象および不遵守の場合の措置について解説します。

1. 報告義務

BOI から操業開始の承認を受けていない BOI 奨励企業は、BOI e-Monitoring システムを通じて、四半期ごとにプロジェクト進捗報告書を提出しなければなりません。

この報告義務は、BOI 奨励証書の交付日から、BOI による操業開始の承認を受ける日まで続きます。なお、ある報告対象期間中に BOI 奨励証書の交付を受けた場合、最初の進捗報告書は、その直後の報告対象期間について提出する必要があります。

提出期限は、各暦四半期の終了後 30 日以内です。具体的な期限は、以下のとおりです。

報告対象期間	提出期限
1 月～3 月	4 月 30 日
4 月～6 月	7 月 30 日
7 月～9 月	10 月 30 日
10 月～12 月	翌年 1 月 30 日

なお、BOI による操業開始の承認を受けた後も、従前どおり、毎年 7 月 31 日までに年間操業実績報告書を BOI e-Monitoring システムを通じて提出する必要があります。

2. 適用対象

本改正は、改正前後を問わず、BOI 奨励証書の交付を受けたプロジェクトに適用されます。ただし、BOI による操業開始の承認をすでに受けているプロジェクトは、四半期ごとの進捗報告義務の対象ではありません。

また、既存の BOI 奨励証書に半年ごとの進捗報告を求める条件が記載されている場合であっても、今後は改正後のルールに従い、四半期ごとに報告書を提出する必要があります。この変更に伴い、既存の BOI 奨励証書を修正する必要はありません。

3. 報告義務違反に対する措置



報告義務に違反した場合、BOI は、奨励証書に基づき付与された権利および恩典の利用を停止する可能性があります。さらに、2期連続して所定の報告書を提出しなかった場合、BOI は、当該権利および恩典の取消しを検討する可能性があります。

BOI 奨励企業においては、提出期限を適切に管理するとともに、正確な進捗報告書を期限内に提出できるよう、社内の確認・承認手続および報告スケジュールを見直しておくことが重要です。

本件に関してご質問やご相談がございましたら、One Asia Lawyers タイ事務所までお気軽にお問い合わせください。

以上

〈注記〉

本資料に関し、以下の点につきご了解ください。

- ・ 本資料は2026年8月14日時点の情報に基づき作成しています。
- ・ 今後の政府発表や解釈の明確化にともない、本資料は変更となる可能性がございます。
- ・ 本資料の使用によって生じたいかなる損害についても当社は責任を負いません。

One Asia Lawyersタイ事務所では、常駐日本人専門家3名を含む合計20名の体制で、お客様のニーズに対応しております。コーポレート、労務、倒産、訴訟等の幅広い分野について、タイの法制度や商慣習に精通した実務家が、現地に根ざしたリーガルサービスを提供しています。本記事やご相談に関するご照会は以下までお願い致します。

◆ One Asia Lawyers ◆

「One Asia Lawyers Group は、アジア全域に展開する日本のクライアントにシームレスで包括的なリーガルアドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。One Asia Lawyers Group は、日本・ASEAN・南アジア・オセアニア各国にメンバーファームを有し、各国の法律のスペシャリストで構成され、これら各地域に根差したプラクティカルで、シームレスなリーガルサービスを提供しております。

この記事に関するお問い合わせは、ホームページ <https://oneasia.legal> または info@oneasia.legal までお願いします。

なお、本ニュースレターは、一般的な情報を提供することを目的としたものであり、当グループ・メンバーファームの法的アドバイスを構成するものではなく、また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当グループ・メンバーファームの見解ではございません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず各メンバーファーム・弁護士にご相談ください。

< 著者 >



藤原 正樹

One Asia Lawyers タイオフィス 所長
パートナー弁護士（日本法）

タイの M&A 法務、債権回収、個人情報保護法、労働法を中心にタイ企業法務に関するリーガルサポートを提供している。
日本では、日本の法律特許事務所に 13 年間在籍し、知的財産法務、営業秘密を含めた情報関連法務、ソフトウェア法務、WEB サービス関連法務、その他企業法務及び破産管財業務などに従事し、数多くの訴訟案件にも対応してきた実績がある。

masaki.fujiwara@oneasia.legal



マーシュ 美穂

One Asia Lawyers タイオフィス ディレクター

タイ人弁護士と連携して主にコーポレート、労務、コンプライアンス分野を中心とした多岐にわたる法務案件について助言を提供。コーポレートの分野では、外資規制や BOI・FBL を含む各種許認可申請から、合併、解散、清算といった複雑な企業法務案件まで、幅広く対応。労務分野においても豊富な経験を有し、一般的な雇用問題から労働裁判までを取り扱う。その他、コンプライアンス監査の実施、相続・不動産取引に関する助言、内部通報制度の外部窓口構築支援なども担当。

miho.marsh@oneasia.legal